

令和4年度「読書活動推進事業」公募要領（再公募）

1. 趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成30年4月に第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「第4次計画」という。）が閣議決定された。第4次計画では、読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進すること、読書への関心を高める取組を充実させることなどが記されており、国は、子供の読書活動に対する課題解決に向けた効果的な取組を講じていく必要があるとともに、令和5年度からの次期計画の策定に向けた検討を行う必要がある。

また、令和2年度より新学習指導要領が小学校から順次実施され、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに読書活動を充実させることが求められている。加えて、令和4年度からの地方交付税措置を活用した学校図書館の計画的な整備を定めた第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を新たに策定しており、本計画を踏まえた図書購入等を促すための国の対応が必要となっている。

上記を踏まえ、全国的な読書活動を総合的に推進するため、高校生等の不読率の改善、「新しい生活様式」などに対応した読書活動や新学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化や活性化に向けた特色ある先導的な取組を実施するとともに、その成果や課題について検証、分析を行い、効果的な取組のモデル化を試みるものである。

2. 内容

教育委員会等は、「新しい生活様式」や第4次計画などに対応した読書活動や新学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化や活性化に向けた、新たな読書活動のモデルなどを構築するため、次の取組を行う。

I 発達段階などに応じた読書活動推進事業

具体的には下記（1）～（4）を実施する。

（1）企画運営委員会の設置

本事業の委託を受けようとするときは、企画運営委員会を組織すること。

① 構成

行政、学校、図書館、子供の読書活動に携わる団体等の関係者により構成する。

② 役割

- ・事業の在り方や効果的な実施方法等の検討
- ・事業の成果指標の妥当性等の検討
- ・事業の成果や課題についての検証、分析 等

※なお、政令指定都市、市区町村、政令指定都市教育委員会又は市区町村教育委員会が本事業の委託を受けようとするときは、既存の子供の読書活動に関する委員会等において、上記の企画運営委員会を代替することができる場合に限り、この企画運営委員会を設置しないことができるとしている。

（2）読書活動のモデルの構築に向けた取組の実施

地域の実情に応じた、以下のいずれかの取組を実施すること。

① 「新しい生活様式」を踏まえた読書活動のモデルの構築に向けた取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの図書館が休館となり、図書館が利用できない事態となったことを踏まえ、このような緊急事態であっても、オンラインの活用など非来館サービスの実施や「新しい生活様式」を踏まえた新たな読書活動の取組を実施すること。

（具体的な活動の例）

- ・zoomなどオンラインを活用した図書館や学校間・地域におけるビブリオバトルや読み聞かせ会
 - ・「新しい生活様式」を踏まえた、図書館における読書会、読み聞かせ会
 - ・不読者を対象とした電子書籍を活用した読書推進の取組
- ② 読書習慣の形成に向けた取組の実施
- 不読率の高い高校生等の読書習慣の形成に向けて、学校等において様々な読書活動を実施する。
- ※実施主体の域内の複数の学校において、多様な事業を実施することとし、読書活動の取組の効果を比較検証できる内容とすること。
- ※特に読書習慣のない生徒を対象とした読書へのきっかけ作りのための学校における読書活動の取組や友人同士で本を薦め合うなど読書への関心を高める取組を充実させること。
- (具体的な活動の例)
- ・学校における読書推進の取組(全校一斉読書、授業等での学校図書館の利活用 等)
 - ・友人同士での本の薦め合いの取組(ビブリオバトル、ブックトーク 等)
- ③ 困難を抱える子供の読書活動支援の取組の実施
- 貧困問題等様々な困難を抱える子供の読書活動を支援する取組を実施する。
- (具体的な活動の例)
- ・スクールソーシャルワーカーや家庭教育支援チームとの連携による、訪問時における読書習慣の形成支援
 - ・「こども食堂」の場などを利用した読み聞かせや朗読会等
 - ・図書館における視覚障害児・外国籍児童等への読書支援

(3) 取組の効果に対する検証、分析

(2) により実施した取組の結果について、(1)の企画運営委員会においてその効果の検証、課題の分析を行い、議事録等を作成し文部科学省へ提出すること。前述の作業に当たっては、各地域において従前より測定している子供の読書活動に関する指標等を用い、取組実施前と実施後の数値の変化などにより事業効果を客観的に測定したり、取組に参加した児童生徒に対するアンケート調査などを行ったり、子供の読書習慣の形成に対し成果のあった要因について分析を行ったりすること。また成果の見られなかった取組についてもその要因や改善策などを検証すること。更に、他の地域における実践の参考となるよう、共通性のある課題に対し、解決策を提言する等、取組のモデル化を可能とするような分析を行うこと。

(4) 取組の成果の普及、啓発

上述した議事録等や本事業によって得られた成果物(実施報告書や、本事業により作成した副教材・指導資料等)は、報告書の配布やホームページへの掲載等を通じて、広く普及・啓発を図ること。その際、副教材・指導資料等の成果物は、編集可能なデータ形式でホームページに掲載するなど、他の地域や学校において活用しやすいものとなるよう配慮すること。なお、成果物のホームページへの掲載は、事業完了後、3年間は実施するよう努めること。また、文部科学省から求めがあった場合には、主催するシンポジウム等や事例集作成に協力し、成果の普及・啓発に努めること。

II 学校図書館図書の購入促進事業

新学習指導要領を踏まえた学校図書館を活用した授業を進めるため、新しいトピックに関連する書籍(感染症、SDGsなど)、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定やコミュニティ・スクール及び地域の図書館・ボランティア等との連携した図書館資料を活用したモデル授業の実施など学校図書館図書の購入促進に向けた学校図書館の機能強化のための取組を行う。

なお、「学校図書館ガイドライン」及び第4次計画を参考に、学校図書館を取り巻く現状と課題を整理し、取組のねらい及び効果を明確に目標と設定し、計画・実施すること。

また、事業実施に当たっては、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の計画内容を踏ま

えた学校図書館の計画的な整備を進めるものにすること。
具体的には下記（1）～（5）を実施する。

（1）学校図書館総合推進地域又は推進協力校の指定（委託先が民間団体の場合を除く。）

委託を受けた教育委員会等は、学校図書館の活用に総合的に取り組む地域を学校図書館総合推進地域（以下「推進地域」という。）に、又は学校図書館に関し実践的な取組を行う小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を学校図書館推進協力校（以下「推進協力校」という。）に指定する。

推進地域を指定する場合、その範囲は原則として中学校区以上とする。なお、学校種を問わず域内のすべての学校に在籍する児童生徒や学校図書館関係者に対し、取組を実施することが望ましい。推進協力校を指定する場合は、1校もしくは2校程度とする。

（2）企画運営委員会の設置

推進地域を指定する場合においては、企画運営委員会を組織すること。推進地域を指定しない場合においても、企画運営委員会を組織することが望ましい。

① 構成

本事業を受託する教育委員会等の担当者、推進地域の本件担当者、及び、行政、学校、図書館、子供の読書活動に携わる団体等の関係者により構成する。

② 役割

- ・事業の在り方や効果的な実施方法等の検討
- ・事業の成果指標の設定
- ・事業の成果や課題についての検証、分析 等

（3）モデルの構築のための取組の実施

学校図書館図書の購入促進に向けた学校図書館の機能強化のための下記の取組を行う。

- ① 学校図書館活用計画を策定し、授業において図書、新聞、電子書籍等を活用する取組
- ② 学校図書等の整備状況を点検し、図書の選定基準、廃棄基準等の策定を促す取組
- ③ 学校図書館の整備・活用を進めるための司書教諭、学校司書等への研修の取組
- ④ 学校図書館を支援するための学校図書館支援センターや指導員等を活用する取組
- ⑤ コミュニティ・スクール及び地域の図書館・ボランティア・書店等と連携した取組等

（推進地域を指定した場合）

委託を受けた教育委員会等は、推進地域全体が学校図書館の整備・活用に総合的に取り組む実践的な取組を行う。

また、（2）の企画運営委員会での議論を踏まえ、内容を精査すること。新規性の高い取組や、参画する人数の多い取組、学校・地域・家庭間の連携が図られる取組、他の参考となる取組が望ましい。

（推進協力校を指定した場合）

委託を受けた教育委員会等は（2）の企画運営委員会を設置しない場合、推進協力校の本事業担当者と協議の上、事業の目標・取組内容を精査し、かつ、学校図書館の活用により推進協力校の課題がどの程度改善したかについて、定量的な成果指標を設定すること。なお、複数の指標を設定することが望ましい。

また、委託を受けた教育委員会等は、取組の適切な実施のために必要な指導助言を行うこと。

（4）取組の効果に対する検証、分析

（3）により実施した取組の結果について、（2）の企画運営委員会を設置している場合は当該委員会において、設置していない場合は本件担当事務局においてその効果の検証、課題の分析を行い、議事録や報告書等を文部科学省へ提出する。前述の作業に当たっては、各地域において従前より測定している子供の読書活動に関する指標や授業での学校図書館活用実績数

等の複数の定量的な成果指標により、取組実施前と実施後の数値の変化などによる事業効果を客観的に測定したり、取組に参加した児童生徒や学校図書館関係者に対するアンケート調査などをを行い、学校図書館の振興に対し成果のあった要因について分析を行う。また、成果の見られなかつた取組についてもその要因や改善策などを検証する。

更に、他の地域における実践の参考となるよう、共通性のある課題に対し、解決策を提言する等、取組のモデル化を可能とするような分析を行うこと。

(5) 取組の成果の普及、啓発

本事業によって得られた成果物（本事業により作成した副教材・指導資料等）は、報告書の配布やホームページへの掲載等を通じて、広く普及・啓発を図ること。その際、副教材・指導資料等の成果物は、編集可能なデータ形式でホームページに掲載するなど、他の地域や学校において活用しやすいものとなるよう配慮すること。なお、成果物のホームページへの掲載は、事業完了後、3年間は実施するよう努めること。

また、文部科学省から求めがあった場合には、主催するシンポジウム等や事例集作成に協力し、成果の普及・啓発に努めること。

3. 企画公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 委託先

I 発達段階などに応じた読書活動推進事業

都道府県、政令指定都市、市区町村、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市区町村教育委員会

※市区町村若しくは市区町村教育委員会が受託しようとする際には、当該市区町村若しくは当該市区町村教育委員会が域内の都道府県若しくは都道府県教育委員会と子供読書活動推進担当課を通して申請内容について調整を行っていることを条件とする。

II 学校図書館図書の購入促進事業

都道府県、政令指定都市、市区町村、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び取組を企画、実施できる団体。

ただし、任意団体の場合は、次の①から④までの要件を全て満たすこととする。

- ① 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④ 団体等の本拠としての事務所を有すること

5. 企画提案書（事業計画申請書等）の提出方法等

(1) 提出書類

- ①企画提案書（事業計画申請書等）
- ②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ③誓約書

なお、地方公共団体は②、③の提出不要。国立大学法人、公立大学法人は③の提出不要。

(2) 提出様式

企画提案書は、様式A 0 1～0 5の事業計画申請書等によって代えることとする。

様式は全てA 4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサー等の判読しやすいもので作成すること。

(3) 提出方法

書類は、以下の通り、提出すること。

- ・電子メールにファイルを添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「【機関名】「読書活動推進事業」企画提案書提出」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が2 5MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、1日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下(4)②「本件担当」まで照会すること。

(4) 提出先

①電子メール

tosyo@mext.go.jp

②本件担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

図書館・学校図書館振興室図書館振興係（宛）

TEL:03-5253-4111(内線3030)

(5) 提出締切

令和4年8月22日（月）15時

(6) その他

- ・企画提案書の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については、返却しない。
- ・不明な点がある場合はメールもしくは電話にて(4)②「本件担当」へ問い合わせること。なお、公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- ・提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは一切認めない。
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

6. 事業規模及び採択数

採択数及び事業規模は、下記のとおりとする。

I 発達段階などに応じた読書活動推進事業

(1) 都道府県若しくは都道府県教育委員会

事業規模：1件当たり700千円程度

採択件数：1件（予定）

(2) 政令指定都市又は市区町村、若しくは政令指定都市又は市区町村教育委員会

事業規模：1件当たり200千円程度

採択件数：1件（予定）

II 学校図書館図書の購入促進事業

(1) 都道府県規模

事業規模：1件当たり500千円程度
採択件数：1件（予定）

(2) 政令指定都市、市区町村規模

事業規模：1件当たり300千円程度
採択件数：1件（予定）

7. 選定方法等

(1) 選定方法

審査委員会において、提出された企画提案書にて書類選考を実施する。

(2) 審査要領

別途定めた審査要領のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内にすべての企画提案者に選定結果を通知する。

8. 契約締結

選定の結果、事業計画書を基に契約条件を調整する場合がある。なお、契約金額については事業計画書等の内容を勘案して決定するものとするので、提出された事業計画書の金額と必ずしも一致するものではない。

また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者が双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

9. スケジュール（予定）

- (1) 公募開始：令和4年7月29日（金）
- (2) 公募締切：令和4年8月22日（月）15時
- (3) 審　　査：令和4年8月中旬～下旬
- (4) 結果通知：令和4年9月上旬
- (5) 契約締結：令和4年10月中旬以降
- (6) 契約期間：契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

※契約書締結後でなければ事業に着手できないので、事業計画書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため遅滞なく以下の書類の提出を求めるので、事前に準備をしておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ・事業計画書（再委託の場合、加えて再委託事業計画書）（審査委員から意見が提示された

場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める。)

- ・委託経費総括表、委託対象経費内訳

(再委託の場合、加えて再委託経費総括表、再委託対象経費内訳)

・委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定など）

- ・別紙（銀行口座情報）

10. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

11. 委託事業完了（廃止等）報告について

- (1) 本事業の委託を受けた教育委員会等は、事業を完了したとき、廃止又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、様式B01～B05により、事業完了（廃止等）報告書、事業実施報告書、収支決算書、支出を証する書類の写し、第三者への再委託がある場合には収支決算書（再委託先用）を、完了した日から10日以内又は契約期間満了日のいずれか早い期日までに、文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、上記(1)で定める事業完了（廃止等）報告書のほか、事業における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

12. その他

- (1) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (2) 審査委員会より事業内容に修正を要する旨の指摘があった場合は、適切に事業内容を修正するものとする。
- (3) 事業実施にあたっては、「読書活動推進事業」委託要項等を遵守すること。